

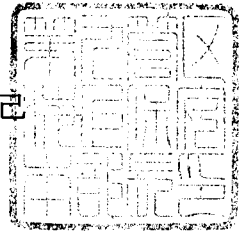
第九管区海上保安本部公示第67号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和2年11月5日

第九管区海上保安本部長

白石 昌巳



新潟海岸の水路測量

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 国土交通省 北陸地方整備局 信濃川下流河川事務所
住 所 新潟県新潟市中央区文京町14番13号

2 水路測量を実施する区域及び期間

区 域 新潟海岸（付図に示すとおり）
期 間 許可日から令和3年1月29日までのうち5日間

3 水路測量の実施方法

G N S Sにより測位し、音響測深機による測深を行う

4 航行船舶に対する安全措置

イ 作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。

ロ 九管区水路通報により周知する。

